

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の見直し検討における、 神奈川県たばこ対策推進検討会の体制について（案）

1 趣旨

神奈川県たばこ対策推進検討会（以下「検討会」という。）では、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（以下「条例」という。）について、条例の附則に基づき、平成25年度に条例の見直し検討を行った。

前回見直し検討時においては、通常の見直し検討会に加え、部会を設置し、検討会の委員以外に委員を委嘱した。その結果、事業者団体などから幅広く意見を伺うことができ、部会設置の効果があつた。

このことから、来年度の見直し検討にあたって、その体制を検討する。

2 検討体制について（案）

(1) 部会の設置について

平成28年度の見直し検討体制は、前回検討会同様、通常の見直し検討会に加え部会を設置する。

（理由）

- 施設管理関係者、教育関係者、労働関係者など、幅広く意見を聴取できる。
- 部会を設置することにより、その時々々の課題に対し柔軟な対応が図れ、また、期限を定めた委員の選任等が容易となる。

※神奈川県たばこ対策推進検討会設置要綱（抜粋）

第6条 検討会は、特定の事項の検討を行うため、部会を置くことができる。

2 部会の構成、庶務その他の事項は、別に定める。

(2) 新たに想定される要因への対応

部会の構成については、前回の部会の構成を基本とするが、県内で行われる大規模スポーツイベントや県で進める「未病を治す」取り組みなど、新たな要因について、検討体制にどのように反映させていくかを検討する。

① 「未病を治す」取り組みへの対応

↳（案）…前回部会の構成の枠内で対応する（委員の増員は行わない）。

- ・医療関係者、卒煙支援関係者等、未病に見識があると思われる委員を、前回と同様の枠内で選任できることから、委員の増員は行わない。

② ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への対応

↳（案）…両大会の開催を控え、国内外からの県への来訪者の健康を守る観点から、前回部会の構成に加え、関連分野の委員を新たに選任する。

3 意見陳述を要望する団体等への対応

検討会への委員参加、意見陳述を要望する団体等については、検討会の意見を踏まえ、意見陳述の機会を設ける。

※要望：H27.7、神奈川県たばこ商業協同組合連合会が、条例見直し検討の場での意見陳述参加について要望

※前回見直し検討時の意見陳述

神奈川県たばこ商業協同組合連合会、禁煙、分煙活動を推進する神奈川会議及び日本たばこ産業株式会社の3団体が意見陳述を実施

※神奈川県たばこ対策推進検討会設置要綱（罰則）

第5条 検討会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 スケジュールについて

- 平成28年6月から11月にかけて、検討会、部会を4回程度開催
- 年内に検討結果を取りまとめ